

全ト協発第517号(輸)
令和6年12月23日

都道府県トラック協会
引越部会長 様

公益社団法人全日本トラック協会
引越部会 部会長 松橋謙一

令和7年 引越繁忙期対策実施事項について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当部会の事業運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、12月13日に引越部会 正副部会長会議を開催し、別添のとおり、消費者対策の一環として引越輸送における「令和7年 引越繁忙期対策実施事項」を定め、全国的に取り組むことといたしました。

本年は、いわゆる「2024年問題」を迎え、その年度末である2025年3月において、ドライバーの拘束時間遵守の観点からも、引越繁忙期における労働力の確保は大きな課題です。

本実施事項では、消費者トラブルの防止や引越輸送の品質維持を図るため、引越作業が集中する来年3月から4月における引越を極力避けるよう「分散引越」を引越予定者に呼び掛けるとともに引越輸送に関わる協会員の皆様におかれましては車両、人員の確保に努め、引越利用者に対する標準引越運送約款に基づく下見の実施、見積書の発行、約款の提示、さらに引越作業時における破損等の事故防止の徹底や引越相談窓口の明確化と適切な対応による消費者トラブル防止に向けた全国的な取り組みを進めることとしています。

貴協会の部会員の皆様へ本実施事項をご周知いただきますとともに、併せてPR活動の積極的な推進につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具